

改正

平成30年 3 月30日告示第97号

令和 2 年 3 月30日告示第104号

令和 4 年 2 月17日告示第26号

花巻市保育士等再就職支援金貸付要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、保育士等の資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の再就職支援のために経済的支援を行い、保育所等で就労する人材の確保を図ることを目的とする保育士等再就職支援金の貸付業務の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象)

**第 2 条** 貸付けの対象となる保育士等は、次の各号のいずれも満たす者とする。

(1) 次に掲げる資格のいずれかを有する者

ア 保育士 養成施設の卒業又は保育士試験の合格から 1 年以上経過し、保育士登録を行っている者

イ 看護師 資格取得から 1 年間経過した者

ウ 准看護師 資格取得から 1 年間経過した者

エ 幼稚園教諭 資格取得から 1 年間経過した者

オ 小学校教諭 資格取得から 1 年間経過した者

カ 養護教諭 資格取得から 1 年間経過した者

(2) 次に掲げるいずれかの施設に勤務又は事業に従事した経験がない者若しくはいずれかの施設に勤務又は事業に従事していた者で、離職した者（市内の施設に勤務又は従事していた者にあつては、離職後 3 か月以上経過した者に限る。）

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（2 号・3 号認定の保育に従事していた者に限る。）

イ 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業

ウ 法第 6 条の 3 第10項に規定する小規模保育事業

エ 法第 6 条の 3 第12項に規定する事業所内保育事業

オ 認可外保育施設

(3) 週20時間以上、市内の次に掲げるいずれかの施設（市が設置するものを除く。）に勤務又は事業（市が行うものを除く。）に従事（以下「保育業務」という。）する者

ア 法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（2号・3号認定の保育に従事する者に限る。）

イ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

ウ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

エ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(4) 前号に掲げるいずれかの施設に令和5年4月1日までに雇用された者  
(貸付額及び使途)

**第3条** 保育所等再就職支援金の貸付額は、100,000円以内とする。ただし、貸付けに当たっては、同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。

2 保育所等再就職支援金の使途は限定しないものとする。  
(貸付方法及び利子)

**第4条** 貸付方法は、市長と貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

2 貸付けによる利子は、無利子とする。  
(貸付の申請)

**第5条** 保育士等再就職支援金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 保育士等再就職支援金貸付申請書（様式第1号）

(2) 保育業務証明書（様式第2号）

(3) 資格証の写し

(4) 履歴書

(5) 申請者の住民票抄本

(6) 連帯保証人の住民票抄本

(連帯保証人)

**第6条** 申請者は、成年の連帯保証人1名を立てなければならない。

2 申請者は、前項の連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更届（様式第3号）により新たに連帯保証人を市長に届け出なければならない。

3 申請者は、第1項の連帯保証人の氏名、住所その他の重要な異動があったときは、連帯保証人届出事項変更届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（貸付の決定）

**第7条** 市長は、保育士等再就職支援金の貸付けを決定したときは、保育士等再就職支援金貸付決定書（様式第5号）により通知するものとする。

（借用証書の提出）

**第8条** 貸付けを受ける者（以下「借受人」という。）は、前条の保育士等再就職支援金貸付決定書により貸付けの決定通知を受領したときは、速やかに次の各号の書類を市長に提出しなければならない。

（1） 保育士等再就職支援金貸付金借用証書（様式第6号）

（2） 借受人の印鑑登録証明書

（3） 連帯保証人の印鑑登録証明書

（貸付契約の解除）

**第9条** 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当した場合は、その契約を解除するものとする。

（1） 退職したとき。

（2） 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき。

（3） 死亡したとき。

（4） 借受人が再就職支援金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。

（5） 不正な方法により、再就職支援金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。

（返還の免除）

**第10条** 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当した場合は、保育士等再就職支援金の返還の債務を免除するものとする。

（1） 1年間保育業務を継続したとき。

（2） 心身の故障のため保育業務を継続することができなくなったとき。

（3） 死亡したとき。

2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により保育業務を継続できなかった場合においては、借受人は保育業務除外期間申請書（様式第7号）を市長に提出し、市長は、審査の上、保育業務の除外期間の承認又は不承認を決定し、承認する場合は保育業務除外期間承認通知書（様式第8号）により、承認しない場合は保育業務除外期間不承認

認通知書（様式第9号）により借受人へ通知するものとする。

- 3 前項の規定により、保育業務除外期間を承認した場合には、保育業務を継続しているものとみなす。ただし、保育業務除外期間は、第1項第1号に規定する期間には、算入しないものとする。

（免除の申請等）

**第11条** 返還の免除を受けようとする借受人（借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人）は、当該事由の生じた日から30日以内に、保育士等再就職支援金返還免除申請書（様式第10号）及び次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- （1）前条第1項第1号に該当するとき。

保育業務期間証明書（様式第11号）

- （2）前条第1項第2号に該当するとき。

心身の故障を証明する診断書

- （3）前条第1項第3号に該当するとき。

死亡診断書等

- 2 市長は、前項の規定による免除の申請があったときは、審査の上、返還債務の免除承認又は不承認を決定し、承認する場合は保育士等再就職支援金返還免除承認通知書（様式第12号）により、承認しない場合は保育士等再就職支援金返還免除不承認通知書（様式第13号）により借受人へ通知するものとする。

（返還）

**第12条** 借受人は、第9条の規定により、保育士等再就職支援金の貸付契約が解除されたときは、保育士等再就職支援金を返還しなければならない。

- 2 返還は、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から3か月以内に一括払いで行うものとする。

（延滞利子）

**第13条** 市長は、借受人が正当な理由がなく保育士等再就職支援金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該貸付金の返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率で計算した延滞利子を徴収するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により計算した延滞利子が1,000円未満の場合は、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(届出義務)

**第14条** 借受人は、氏名、住所又は勤務先に変更があった場合は、直ちに借受人届出事項変更届(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 借受人は、保育業務の期間が雇用の開始の日から翌年度以降も継続する場合には、年度末に保育業務期間証明書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(業務の従事期間)

**第15条** 保育士等再就職支援金の返還免除及び保育業務除外期間の算定基礎となる保育業務の期間の計算は、保育業務を開始した日が月の初日の場合は、その日の属する月から、月の初日以外の場合は、その日の属する月の翌月から保育業務をしなくなった日の属する月までの月数による。

(補則)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

**附 則**(平成30年3月30日告示第97号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**(令和2年3月30日告示第104号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**(令和4年2月17日告示第26号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。